

「京都府子どもを虐待から守る条例（仮称）の骨子案」に対する意見募集結果

- 1 募集期間 令和3年12月15日（水）～令和4年1月7日（金）まで
- 2 意見提出数 27個人・団体 118件
- 3 御意見・御提案の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No.	分類		御意見・御提案の要旨	考え方
1	名称	—	子どものチカラについて過小評価している印象をもつ。おとなの主体的な宣言として、「虐待をしない」「虐待をゆるさない」条例でいいのではないか。	この条例は、子どもに対する虐待が後を絶たないことから、社会全体で子どもを虐待から守るための新たな行動を起こす起点となるよう制定するもので、そのため名称も「子どもを虐待から守る条例」としています。
2	前文	—	骨子案では、前文に「虐待の初動体制の強化」と書かれているが、「虐待防止の初動体制の強化」ではないか。	御意見を踏まえ、「子どもを虐待から守るための初動体制」との表現とします。
3	定義	—	子どもに対する受動喫煙防止のため、子どもがいる家庭内、自動車内、通学路などでの禁煙を明記してほしい。	京都府では、既に「京都府受動喫煙防止憲章」を策定し、子どもや妊産婦等を受動喫煙の害から保護することとしており、今後もより一層の受動喫煙防止対策に取り組んでまいります。
4	基本理念	—	「虐待」と定義することによって、家族関係の中に、被害者や加害者という構造関係が新たに生じてしまう。家族が加害者と被害者にならないように社会が支援するといった視点が必要。	社会全体で見守り、支援することが必要と考えており、いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
5	基本理念	—	虐待を社会全体で防止するため、予防教育として、子どもの権利を守るためのプログラムを実施することを提案する。	未然防止を重視しており、いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
6	基本理念	—	基本理念にある文言の意味が解りにくい。	府民の皆様には条例の趣旨及び内容についてわかりやすく知っていただくために、用語解説等の作成を検討していくこととします。
7	基本理念	—	「子どもの権利」は、生きる権利、守られる権利だけでなく、「育つ権利」「参加する権利」があり、条例に反映させてほしい。	御意見は、「子どもの権利条約」に示されている「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」に基づくものと推察しますが、本条例は、「子どもの権利条約」を踏まえ制定しているものであり、御指摘の4つの権利を含んでいるものとなっております。

8	関係者の責務・役割	府	府の責務に「必要な体制の整備」「関係機関等の取組への支援」などを追加すべき。	御意見を踏まえ、「支援体制の強化」の中で、機能強化や一体的な施策の推進として盛り込むこととします。
9	関係者の責務・役割	保護者等	保護者等の責務に「必要時は速やかに他者からの援助を受け入れる」などを追加すべき。	御意見を踏まえ、保護者等は、課題の解決に資する支援を求めるよう盛り込むこととします。
10	関係者の責務・役割	府民等	子どもの健やかな育成を家庭のみに押し付けず、社会全体で子どもを育てる地域づくりが必要。	御意見のとおり、社会全体で虐待防止に取り組むことは重要と考えており、前文や基本理念に盛り込むこととします。
11	関係者の責務・役割	府民等	府民等の責務に「通告するとともに～努める。」とあるが、通告義務が努力義務と思われるのではないか。	通告義務として規定します。
12	関係者の責務・役割	関係機関等	子どもや子育てに悩む（困っている）保護者に対する支援が必要。	市町村と連携し、支援の充実に努めてまいります。
13	関係者の責務・役割	関係機関等	「子どもを虐待から守るために主体的に取り組むよう努める」について、主体的に取り組むことはどの役割も共通のため、「主体的」は必要ないのではないか。	この条例は、行政、保護者、府民、関係機関等の責務と役割を改めて確認し、子どもを虐待から守るための新たな行動を起こす起点となるよう定めるものであり、それぞれが主体的に取り組むことを明確化しているものです。
14	関係者の責務・役割	関係機関等	責務や役割に「里親・施設職員の役割」を追加すべき。	「里親・施設職員」については、関係機関等に盛り込み、関係機関等の責務で規定します。
15	関係者の責務・役割	関係機関等	関係機関等の責務に「親の心理的安定、安全を支援する施策に協力する」を追加すべき。	御意見を踏まえ、関係機関等は、保護者等に対する支援を自ら行うよう盛り込むこととします。
16	虐待の未然防止	市町村母子保健事業等との連携	虐待の未然防止には「母子保健」だけでなく、「子育て支援」を追加すべき。	この条例では、妊娠、出産及び子育てのそれぞれの段階に応じた切れ目のない支援を行うこととしており、いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。なお、京都府ではこの条例とは別に「京都府子育て支援条例」を制定し、子育て支援に取り組んでいます。

17	虐待の未然防止	市町村母子保健事業等との連携	コロナ禍で出産した時、助産師訪問や赤ちゃん訪問が全て電話であり、話したいことが言えなかったため、必ず訪問してほしい。顔を見て話すこと、たくさんの情報をわかりやすく伝えること、おせっかいかもしいないと思うぐらいに踏み込むことが大事。	いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
18	虐待の未然防止	市町村母子保健事業等との連携	児童虐待に至らないよう予防的な関わりを強化するとともに、必要な家庭に支援が届くようアウトリーチ型の支援が必要。	市町村と連携し、アウトリーチ型の支援の充実に努めてまいります。
19	虐待の未然防止	市町村母子保健事業等との連携	子育て支援や虐待の未然防止の一翼を担っている「子育て短期支援事業（ショートステイ）」への支援を強化すべき。	未然防止の有効策と考えており、市町村と連携し強化に努めてまいります。
20	虐待の未然防止	市町村母子保健事業等との連携	子育てを主に担う女性が、家族内でのどのような力の構造の中にいるのか、尊厳をもった対応、対等な関係性が持っているか、ジェンダーの視点、男女共同参画との連携は欠かせない。	いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
21	虐待の未然防止	市町村母子保健事業等との連携	虐待をしてしまう人が助けを求めやすい、また地域が助けを受けとめることができるための施策が必要。	見守り等地域での支援活動の強化に努めてまいります。
22	虐待の未然防止	性教育、予期しない妊娠への対応	性教育については、学校だけでなく外部の専門機関や支援機関との連携が必要。	いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
23	虐待の未然防止	性教育、予期しない妊娠への対応	性暴力被害者ワンストップ相談支援センターや民間の様々な機関と連携して予期しない妊娠に悩む者への支援を構想すべき。	予期しない妊娠や子どもに対する性暴力について、性暴力被害者ワンストップ相談支援センターや関係機関等と連携して支援を行うことを規定することとしています。
24	虐待の未然防止	性教育、予期しない妊娠への対応	「妊娠に至らないため」の性教育だけでは不十分であり、妊娠初期に女性がリプロダクティブライツについて自己決定できる能力を身につけさせるための「性教育」も必要。	いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
25	虐待の未然防止	性教育、予期しない妊娠への対応	ジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤とした「包括的性教育」の必要性を感じる。	いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
26	虐待の未然防止	性教育、予期しない妊娠への対応	「10代での妊娠、出産事例に関しては、父にも母にも、金銭面、社会面、心理面でケアを重点的に行う」などを追記すべき。	御意見を踏まえ、それぞれの事情に応じ妊娠及び出産に関する相談を行うことができるよう盛り込むこととします。

27	虐待の未然防止	性教育、予期しない妊娠への対応	性暴力被害者ワンストップ相談支援センターや民間の様々な機関と連携して予期しない妊娠に悩む者への支援を構想するべき。	市町村や関係機関、民間団体等と進めている取組の強化に努めてまいります。
28	虐待の未然防止	性教育、予期しない妊娠への対応	若年層への性教育や支援をどの機関と連携していくべきなのか明確にすべき。	連携先として規定している「関係機関等」は、定義においてその具体的な機関を規定することとしています。
29	虐待の早期発見・早期対応	環境整備等	「学校現場等で子どもが相談しやすい環境を整備」とすべき。	まなび生活アドバイザー等の学校への配置の充実に努めてまいります。
30	虐待の早期発見・早期対応	環境整備等	支援を望む子どもや家族が相談支援に関する必要な情報を得られるよう、SNSを活用したプッシュ型の情報発信の促進や、子どもや子育て当事者にとってわかりやすい広報の充実の強化等が必要。	必要な情報を確実に子どもや家庭に届けられるよう、情報発信の充実、強化に努めてまいります。
31	虐待の早期発見及び早期対応	配偶者からの暴力等への対応	「配偶者等に対する暴力により被害を受け子ども及びその保護者」と書かれているが、「家族の暴力により被害を受けた子ども及びその保護者」とすべき。	近年、増加している、家庭内における配偶者からの暴力（DV）が絡む虐待への対応を意図した規定としています。
32	虐待の早期発見及び早期対応	配偶者からの暴力等への対応	DV被害者である母親に対してはカウンセリングなどの支援が有効。	必要な支援を行えるよう努めてまいります。
33	虐待の早期発見及び早期対応	配偶者からの暴力等への対応	虐待の背景にDVが潜んでいることも多く、DVを受けている母親に対する支援を行うことが、児童虐待の未然防止にもつながる。	京都府では、児童虐待・DV防止連携推進員を各児童相談所に配置し、DVが絡む虐待の未然防止に努めているところです。
34	虐待の早期発見及び早期対応	配偶者からの暴力等への対応	関係機関がDV被害者特有の心理状態や行動について情報共有することが必要。	いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
35	虐待の早期発見及び早期対応	配偶者からの暴力等への対応	DV被害者親子を府営住宅に優先的に入れるなどの措置を可能にする条例にしてもらいたい。	京都府では、DV被害者の府営住宅への優先入居を行っています。
36	虐待の早期発見及び早期対応	配偶者からの暴力等への対応	DV被害にあっている親には、DV被害者と虐待加害者の両面からの支援が必要。	支援の充実に努めてまいります。
37	虐待の早期発見及び早期対応	性暴力への対応	市町村で実施する性的虐待事案についてのケース検討会議に、性暴力被害者支援の専門機関である「性暴力被害者ワンストップ相談支援センター」も入れることが必要。	市町村と検討を進めてまいります。

38	虐待の早期発見及び早期対応	性暴力への対応	児童相談所と性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携がより必要であり、18歳未満の児童相談所のケースが18歳を越えた時に、ワンストップ支援センターに繋がる必要がある。	この条例の重要な柱と考えており、連携強化に努めてまいります。
39	虐待の早期発見及び早期対応	性暴力への対応	トラウマ予防のため、カウンセリング機能を持った民間機関との連携が必要。	トラウマ予防は大切な視点であり、対策を検討してまいります。
40	虐待の早期発見及び早期対応	性暴力への対応	18歳以降も性暴力が継続しているケースもあり、被害者のケアについて、自分の家に帰ると危険な場合、シェルターなど、安心して利用できる住居を確保してほしい。	必要な施策を検討してまいります。
41	虐待の早期発見及び早期対応	性暴力への対応	性暴力の被害者は18時以降も困り続けることも多いと思うので、24時間体制で対応できないのであれば、民間・市民活動との協力を構想するべき。	休日夜間オンコール対応を開始することとしています。
42	虐待の早期発見及び早期対応	性暴力への対応	性暴力により被害を受けた子どもへの対応について、性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携だけではなく、警察、児童相談所、学校も含めるべき。また支援対象者に保護者も含めるべき。	関係機関等の定義に、その具体的な機関を規定することとしており、関係機関等との連携を盛り込むこととします。また、保護者への支援については、虐待の再発防止において規定することとしています。
43	虐待の早期発見及び早期対応	安全確認、確保	子どもの生命を守ることを最優先し、適切に権限を行使するのは、「知事」ではなく「児童相談所長」とすべき。また、子どもの権利を擁護することを第一にいただきたい。	児童虐待防止法との整合性を考慮した条文としています。また、この条例の基本理念に基づき、子どもの生命を守ることを最優先し、相談支援及び施策を実施してまいります。
44	虐待の早期発見及び早期対応	転居時の情報共有	生活の場を移すことによるストレスについて、子どもの心への配慮をお願いしたい。	いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
45	虐待の早期発見及び早期対応	転居時の情報共有	虐待を受けた子どもが転出・転入する際の市町村間の速やかな引継ぎが必要。	御意見を踏まえ、虐待を受けた子どもが転出、転入する際の市町村間の引継ぎに対する府の支援を盛り込むこととします。
46	虐待を受けた子どもへの支援	支援	虐待を受けた子どもに対するトラウマケアが必要。	トラウマ予防は大切な視点であり、対策を検討してまいります。

47	虐待を受けた子どもへの支援	支援	子どもファーストで必要な支援が提供されるとともに、子どもにとって重要な存在である非加害親に対して、十分なサポートが提供され、非加害親が傷ついた子どもをケアできること（特に性被害について）が重要。	いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
48	虐待を受けた子どもへの支援	権利の擁護	子ども自身が本心が語れるようにするには、おとなが信用されなければならない。	子どもの意見聴取を適切に行える仕組みをつくってまいります。
49	虐待の早期発見及び早期対応	権利の擁護	子ども自身が、「自分は守られるべき存在」と知ることが必要であり、「子どもの権利条約」について学ぶ機会をもつなど、子どもが虐待を自覚し、声を上げられるようにすることが必要。	大切な視点であり、取組の充実を図ってまいります。
50	虐待の再発防止	支援	子どもを虐待から守るには、虐待に至ってしまう親に対する心理支援が欠かせず、子どもが安心できるための家庭環境を形成するため、保護者に対するカウンセリングなども必要。	京都府では、保護者に対する個別のカウンセリングを実施し、心理的側面等からのケアに取り組んでいます。
51	虐待の再発防止	見守りの充実	見守りが「見張られている」と感じないよう、また、退所後もつながりを持てる地域の民間支援団体とも連携できるようにしてほしい。	いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
52	児童養護施設から退所する子どもの自立支援	社会的養護の充実	里親制度の普及啓発に取り組むとともに、数値目標を示し、里親による養育の充実等に努めること、児童養護施設に里親支援専門相談員及び自立支援コーディネーターを配置することが必要。	里親委託率の数値目標は、「京都府子ども・子育て応援プラン」で示しています。なお、いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
53	児童養護施設から退所する子どもの自立支援	社会的養護の充実	社会的養護について、施設や里親は受け皿であり、社会的養護下の子どもたちは、社会（本条例では京都府）が代わりに育てることを強調いただきたい。また、子どもたちは、護られている状況ながら、そのレッテルやスティグマに囚われている実情があり、社会の認識をまず正すことが先決。	大切な視点であり、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
54	児童養護施設から退所する子どもの自立支援	社会的養護の充実	退所児童への自立支援については、制度や加算などの拡充や、退所後3年や5年などと示すべき。また、「自立」を強調（強制）し過ぎる印象がある。	退所後の支援期間については、子どもの意向やそれぞれの状況により異なることから、具体的な期間を定めることはせず、自立した生活を円満に営むことができるよう切れ目のない支援を行うこととしています。なお、いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。

55	支援体制の強化	児童相談所の機能強化	市町村こそが相談窓口であり、市町村との連携なしに相談は不可能である。	市町村との連携は子どもを虐待から守るために非常に重要であることから、各条文において、市町村との連携を規定することとしています。
56	支援体制の強化	児童相談所の機能強化	児童相談所の機能強化として、SNSの活用が必要。	SNSの活用による相談体制の整備を進めてまいります。
57	支援体制の強化	児童相談所の機能強化	児童相談所の機能を充実させるために拠点を増やし、人材確保、資質向上に努め相談支援体制を確保することが必要。	京都府では、国の定める基準を踏まえ、児童相談所を設置しています。なお、人材の育成については、支援体制の強化として規定することとしています。
58	支援体制の強化	児童相談所の機能強化	児童相談所の人員を増員するだけでなく、施設職員経験者などの専門職の採用かつ異動のない体制が望まれる。公的機関が施設を設置することも必要かも知れない。	いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
59	支援体制の強化	人材の育成	子育て支援施設や関係機関等の職員への研修や事例報告等の機会が必要。民間支援団体の持つプラス面を活かす連携システムなどもあればいい。	いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
60	施策の推進	調査研究	児童虐待に至った原因や背景を調査・分析し、その対応策を検討し実施するとともに、時代の変化とともに原因や背景が変化することが予想されることから、今後も調査・分析結果に基づく対応策を関係機関全体で協議する体制づくりが必要。	子どもを虐待から守るための施策及び取組を効果的に推進するための方策について、必要な調査研究を行うこととしています。なお、いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
61	施策の推進	調査研究	親の虐待や加害を防止する施策及び取り組みについても盛り込んでほしい。	この条例は、社会全体で子どもを虐待から守るための新たな行動を起こす起点となるよう制定するもので、今後、本条例を踏まえ、より実効性の高い施策を実施してまいりたいと考えています。
62	—	—	児童養護施設等への一時保護委託児童に対しても、府独自の施策を実施してほしい。	より適切に一時保護を行えるよう、関係施設と検討を進めてまいります。

63	—	—	福祉と教育の融合による家庭教育へのアプローチの手立てを明確化してほしい。	いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
64	—	—	司法機関の適切な介入が子どもを守る手立てのひとつになる。	児童相談所が行う一時保護への「司法審査」の導入については、現在、厚生労働省において検討されており、その動向を踏まえ、しっかりと対応してまいります。
65	—	—	子どもをひとりの人間として権利を保障されることを明確に捉えられる形が望ましい。	この条例では、社会全体で虐待防止に取り組むことや、子どもの権利と最善の利益を守るため、子どもから意見を聴く機会や自ら意見を述べることのできる機会の確保に努めることとしています。
66	—	—	児童精神科など、医療機関も主体的に関われる手立てを講じることが虐待の発見と予防にも非常に有効。	いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
67	—	—	児童養護施設等に心理職を配置し、要保護児童だけでなく、要支援児童（家庭）へも支援を提供できるようにすることが虐待予防につながる。	いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
68	—	—	児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設など、それぞれの特性を活かすとともに、種別を超えた連携なくして切れ目のない支援は実現不可能。	いただいた御意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
69	—	—	施策の推進にあたり、具体的な支援体制について提示いただきたい。また、政令指令都市においても条例の遵守について、強制力を明示していただきたい。	この条例は、社会全体で子どもを虐待から守るための新たな行動を起こす起点となるよう制定するもので、今後、本条例を踏まえ、より実効性の高い施策を実施してまいりたいと考えています。また、政令指定都市については、京都府が制定する条例であり、基本理念などは、京都市域も対象としておりますが、京都市内には、市域を管轄区域とする市の児童相談所もありますので、今後とも、京都市との適切な役割分担と強調の下、相互に十分な連携と協力を図り、子どもを虐待から守る取組を推進することとしています。

※類似の御意見はまとめて記載しています。